

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和6年6月10日 午後3時25分 開 議

出席委員

委員長	佐藤文雄
副委員長	鈴木貞行
委員	岡崎勉
委員	石澤正広
委員	塚本直樹

欠席委員

なし

委員外議員

なし

出席説明者

都市建設部長	稲生政次
道路課長	酒井宏

出席書記名

議会総務課係長	宮城恭子
---------	------

議 事 日 程

令和6年6月10日（月曜日）午後3時25分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 議案第39号 市道路線の廃止について
 - (2) 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 議 午後 3時25分

○佐藤文雄委員長

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから産業建設委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、宮城係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、議案第39号 市道路線の廃止についてを議題とします。

説明を求めます。

○都市建設部長（稲生政次君）

議案第39号 市道路線の廃止につきまして、道路課長の酒井のほうから説明申し上げます。

○道路課長（酒井宏君）

それでは、議案第39号 市道路線の廃止についてご説明いたします。

こちらは、4月に開催していただいた産業建設委員会で報告した議案となります。

議案概要書27ページをご覧ください。

市川地内の市道について払下げによる用途廃止に伴い、道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

廃止する路線名、市道8-2378号線。道路延長65メートル。未舗装の道路となっております。

次のページに詳細位置図を掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

これは既に令和2年の第4回の定例会のときに、否決になった案件だと思うんです。ですから、その件についても説明をしていただきたいと思いますと思いますが、まず現地見たほうがいいですか。

○石澤正広委員

否決になった件を聞いていったほうがいいんじゃないの。

○佐藤文雄委員長

そうですね。当時、私も産業建設委員会で反対討論をした立場であります。そういうことから、この当時から令和2年ですから、今は令和6年。この間の経過も含めて説明をしていただければ、審議もスム

一ズにいくと思いますが、いかがですか。

○石澤正広委員

これ、私たちこの間説明を受けていますよね。場所と経過と写真も。説明を受けていますよ。

○佐藤文雄委員長

そうだっけ。覚えていない。

○石澤正広委員

説明受けましたよ。

○佐藤文雄委員長

4月15日の産業建設委員会でやったんだっけ。

改めて、4月15日の都市建設部道路課のほうから、市道8-2378号線の廃止についてということが報告されたので、これも含めて全体の流れというか決定について、酒井課長のほうで説明いただけますか。

○道路課長（酒井宏君）

前回、4月15日の産業建設委員会と同じになってしまいますけれども、それでは4月15日の会議資料に基づき説明させていただきます。

1の概要についてですが、本件は、市道の払下げ申請により路線廃止に係る議案を令和2年第4回定例会に上程したところ、付託された産業建設委員会の審査において説明不十分とのことから否決となり、本会議採決でも同様の結果となった案件となります。このたび、払下げの再申請があったことから、議案上程前にご指摘のあった事項についてご説明させていただきます。

別添資料をご覧ください。

廃止しようとする市道8-2378号線につきましては、起点が市川362番から終点が360番とする道路延長65メートルの未供用路線で、現状として道路形態をなしていない道路となっております。

裏面の左下に、航空写真と公図を重ねたものを示させていただきました。今回、地番が黄色と青色で、表示をした土地に係る2名から道路払下げ申請があったものです。789番をご覧くださいと、道路上に家屋の一部が越境していることが分かるかと思います。右上の写真が路線の終点から撮影したものです。なお、家屋所有者と土地所有者は別となっております。

次に、1枚目に戻っていただき、委員会審査での主な指摘事項です。

令和2年に本委員会で審査していただいた際に、執行部としての説明が不十分であったことから、廃道手続きをした上で建築行為をすべきだが、建築主に対する茨城県建築指導課の指導が不明。また、建築行為に伴う法的な手続の流れが不明とのご指摘をいただき、結果として議案は否決となりました。

最後に、3の措置状況です。

建築主に対する指導の措置状況ですが、茨城県建築指導課としては、本件現況調査を行った結果、当該道路は現状として道路形態をなしていないことから道路以外の敷地とみなされ、建築基準法の適用外道路となり、建築基準法第44条（道路内の建築制限）違反としての是正措置はできないとのことでした。このことから、本市としては、建築物が建物敷地から当該道路上に越境していることから、都市計画法第29条第1項違反として是正を図ることとしました。

本件は既に建築工事が完了し、生活の実態もあることから、建築物除去による是正措置は現実的ではないので、当該道路を廃道し、建築敷地に含めることでしか方法はないとの判断となりました。

建築主に対しては、本件は、建築主が建築行為前に適切な措置を行わなかったことが主な原因であることから、市では再発防止に向けた指導を行いました。

○佐藤文雄委員長

説明が終わりました。

これに対する質疑がありましたら挙手の上、ご発言いただきたいと思います。

いかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

当時、私も産業建設委員会でしたけれども、いわゆる茨城県建築指導課の指導の問題については、措置の状況としては、もう現実的に、この道路が道路形態をなしていないということが一番のポイントかなと。そういう意味では、建築基準法第44条の違反としては考えられないということで、これは廃道して、現実に対応したほうがいいだろうということではないかなというふうに思います。

そこでお聞きしますが、これはもう、この廃止を決めれば売買契約が行われるということになるんですか。

○道路課長（酒井宏君）

委員長のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員長

売買契約というのであれば、通常の道路の、本市が規定している価格での譲渡、売買契約ということになりますか。

○道路課長（酒井宏君）

委員長のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員長

金額的には分かりますか。

○道路課長（酒井宏君）

まだちょっと出していないです。

○佐藤文雄委員長

まだ出していない。

○道路課長（酒井宏君）

調整区域ということなので査定を入れないで、税務課の固定資産の台帳に載っている評価額を基にして、金額を算定することになります。

○佐藤文雄委員長

それでは、後でこれが廃道になって決定、議決し終わった後で、報告してもらえればよろしいかなと思いますが、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

そういうことで、後で報告していただくということです。

じゃ、現場に行かなくてもよろしいですね。大丈夫ですか。

○佐藤文雄委員長

それでは、この議案第39号 市道路線の廃止について、異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

異議がなければ承認ということで、異議がないので、そのように議長宛てに申出をさせていただきます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

ここで執行部の方については退席なさって結構です。

ご苦労さまでした。

それでは、実は前に議員研修の話をしていたんですが、議員研修のことについて、よろしいですか。

暫時休憩いたします。 [午後 3時40分]

○佐藤文雄委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時46分]

次に、議長へ閉会中の所管事務調査申し出についてを議題とします。よろしいですか。

今このタブレットにありますけれども、この内容でいいですね。

では、そういうことで、これで議長のほうに申し出をさせていただきます。

それでは、本日の日程事項は、すべて終わりましたけれども、委員会会議録の作成の件ですが、委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の産業建設委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時48分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

産業建設委員会委員長 佐 藤 文 雄